

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所
特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請
(個人線量の評価用測定器の変更)
に係る審査書

令和5年3月22日

原子力規制委員会

1. 経緯

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 5 年 3 月 7 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 5 年 1 月 26 日付け廃炉発官 R4 第 172 号（令和 5 年 3 月 16 日付け廃炉発官 R4 第 197 号で一部補正）をもって、個人線量の評価用測定器の変更に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請の内容

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「R I 法施行規則」という。）の改正（令和 5 年 10 月施行）の趣旨を踏まえ、個人線量計の信頼性を確保する観点から、個人線量の評価用測定器として認定機関による認定を受けた測定器を使用するための変更を行う。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請が、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるかどうかについて審査した。

4. 審査内容

措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保することを求めている。

東京電力は、現在、実施計画Ⅲ章第 3 編に定める 3 ヶ月に 1 回の外部被ばく線量の評価に用いる個人線量の評価用測定器として、電子式個人線量計 (APD) と受動形個人線量計を併用しているが、R I 法施行規則の改正を受けて、今後は、公益財団法人日本適合性認定協会 (Japan Accreditation Board) の認定を受けた測定サービス事業者から提供されている受動形個人線量計のみを使用している。なお、電子式個人線量計 (APD) についても、引き続き、

日々の作業管理用等として使用するとしている。

規制委員会は、R I 法施行規則の改正の趣旨を踏まえ、法令上の外部被ばく線量の評価には信頼性が確保された受動形個人線量計を使用するとともに、日々の作業における線量管理を目的として電子式個人線量計（APD）を引き続き使用することなどから、発電所における放射線管理が適切に実施されることを確認した。

以上のことから、規制委員会は、措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしているものと認める。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められる。

以 上